

2020年（令和2年）11月19日

仙台市消費生活センター 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライツシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477



意見書

消費者市民ネットとうほく（以下、当団体という）は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体は、仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画（令和3年度～7年度）中間案に対して、以下の通り意見を述べます。

1 第1章「計画の策定について」

本計画が「消費者市民社会」の実現を目指すものであることが示されておりますが、「消費者市民社会」という言葉は、残念ながら、社会に広まり多くの市民に認知されている状況にあるとは言えません。「消費者市民社会」の定義は、第3章の1ページ目の囲みの中で紹介されておりますが、「消費者市民社会」の実現という目的の重要性や、冒頭の第1章にも「消費者市民社会」という言葉が使われていることに鑑み、第1章中でその定義や意義を紹介するのが相当と思料いたします。

2 第2章「消費生活をめぐる社会の現状と課題」と第3章「目指すべき姿と施策の柱」との関係

第2章の1「消費者を取り巻く状況」が、同章の3「取り組むべき課題」及び第3章の「目指すべき姿と施策の柱」において反映されるという構成になると、関係が明確になると思います。具体的には、第2章の1に記載のある「高齢化の進行」「デジタル化の進展・電子商取引の拡大」「自然災害の激甚化・多発化、新型コロナウイルス感染症の拡大」などの消費者を取り巻く社会情勢は、第2章の3及び第3章の「消費生活の安全・安心の確保」項目などにも反映させる必要があるものと考えます。

3 第2章の3「取り組むべき課題」について

「取り組むべき課題」(14頁)のタイトルに「高齢者の見守り」がありますが、その後の第3章以下をみると、16頁、30頁以下には、高齢者とともに障害者への対応も記載されております。障害者の支援も高齢者支援と並ぶ重要な課題であることから、「取り組むべき課題」(14頁)のタイトルに障害者に関する記載も入れるべきと思料いたします。

4 消費者教育の推進について

第2章の3「取り組むべき課題」として「成年年齢引き下げに対応した消費者教育の充実」が掲げられ、第3章の2「施策の柱」として、「消費者教育・啓発の推進」が掲げられております。これを踏まえて、第4章「計画推進のための施策の展開及び進行管理」においては、22頁以下でその取り組みの計画が記載されておりますが、消費者教育の取り組みに関しては、仙台市立の学校(小中高校)のカリキュラムに盛り込むなど、もっと具体的な方針を策定すべきと考えます。

また、消費者市民社会の中核である「持続可能な社会」の重要性は、早期から教育するのが相当であり、小学校のカリキュラムにも盛り込むべきです。

5 多様な主体との連携について

第3章の1「目指すべき姿」、同2の「施策の柱」として「多様な主体との連携」が掲げられております。これを踏まえて、第4章「計画推進のための施策の展開及び進行管理」において、33頁以下の「多様な主体との連携」として「市民団体等との連携」が記載されておりますが、市民団体の中でも特に消費者問題への関与が大きく、事業者への申入れなど広範な活動を行っている「適格消費者団体」との連携についても加筆いただくことを要請いたします。

6 仙台市消費者の安全を守る連絡協議会の活用について

第4章「計画推進のための施策の展開及び進行管理」において、同章2施策の展開のⅢ「消費者被害の防止及び救済」及びⅣ「高齢者等特性に配慮を要する消費者への対応」において、取組事項のうち「施策の方向 関係機関・団体等との連携」として、「『仙台市消費者の安全を守る連絡協議会』の見守りネットワークにより、地域における消費者被害の未然防止に努めます。【重点】」との記載があり、仙台市消費者の安全を守る連絡協議会による被害予防が重点課題とされております。しかし、同協議会の現状は、主に関係団体の情報・意見交換の場となっており、消費者安全法が予定するメリット・機能が十分に生かされているとは言えません。そこで、他の自治体の運用事例を調査研究するなどして、同協議会の具体的で有効な活用策を検討課題とすべきと考えます。

7 計画推進の進行管理について

第4章「計画推進のための施策の展開及び進行管理」において、同章3に「計画の推進体制及び進行管理」が掲げられております。その中では「消費生活審議会において、年度ごとに施策の取り組みの状況の評価を行い、その結果を市のホーム

ページに掲載するなどして、公表するとされております。計画の推進に当たり進行管理と公表は極めて重要であり、年度ごとの評価と公表もできるだけ速やかに実施をいただきたいと思っておりますので、公表時期の目安を設定いただきますようお願いいたします。

以上